

# 令和3年度

## 市が行う地域コミュニティ活性化支援の一覧表

### 【財政的支援】

- 地域づくり活動総合交付金 ……………地域共生課 (1～2ページ)
- 地域防災力向上支援事業補助金 ……………総務課 (2ページ)
- 地域の元気づくり活動補助金 ……………地域共生課 (3ページ)
- コミュニティ施設補助金 ……………地域共生課 (3ページ)
- 除雪関連補助金(市道除排雪補助事業) ……………建設課 (3ページ)
- 除雪関連補助金(融雪施設等整備補助事業) ……………建設課 (4ページ)
- 防災士の配置や派遣など ……………総務課 (4ページ)  
(コミュニティ防災組織育成推進事業)
- 地区避難所等耐震化補助金 ……………地域共生課 (5ページ)
- 備品の貸し出し ……………地域共生課 (5ページ)
- コミュニティバス運行費補助金 ……………環境生活課 (5ページ)
- 全住民アンケート実施補助金 ……………地域共生課 (6ページ)

### 【農業・農村の多面的機能の維持に対する支援】

- 中山間地域等直接支払事業 ……………農林課 (7ページ)
- 多面的機能支払事業 ……………農林課 (7ページ)
- 農業用施設の改修等に係る補助金の交付、原材料の支給 ……農林課 (8ページ)  
(むらづくり農業基盤整備事業)
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(国補助) ……………農林課 (9ページ)

### 【人的支援】

- 地域内清掃に関する補助 ……………環境生活課 (10ページ)
- 要援護世帯の屋根雪除雪、雪踏み ……………福祉介護課 (10ページ)  
(高齢者世帯冬期在宅支援事業等)
- 市道未舗装部分の原材料支給 ……………建設課 (11ページ)
- 地域づくり協働センター ……………地域共生課 (11ページ)
- 地域活動人材制度 ……………生涯学習課 (11ページ)
- 健康づくりリーダー、食生活改善推進委員 ……………健康保険課 (11ページ)
- ラジオ体操指導員 ……………生涯学習課 (11ページ)
- スポーツ推進委員 ……………生涯学習課 (12ページ)
- 民生委員・児童委員 ……………福祉介護課 (12ページ)
- 社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者等の見守り・支えあいの体制整備  
……………福祉介護課 (13ページ)
- ラジオ体操実践団体登録制度 ……………生涯学習課 (13ページ)
- マイナンバーカード出張申請受付 ……………市民税務課 (13ページ)
- スマホ・LINE講座、出前講座 ……………地域共生課 (13ページ)
- 妙高里山応援団(サトヤマン) ……………地域共生課 (14ページ)

＜財政的支援＞

支援の項目	支援内容	相談窓口
<p>地域づくり活動 総合交付金</p>	<p>住みよい地域社会の維持や形成に向けたコミュニティ活動を支援するため、自主的・主体的に活動を行う地域づくり団体に対して交付金を交付します。</p> <p>■交付額</p> <p>1. 基礎交付金</p> <p>① (400円/世帯×団体を構成する世帯数) + 団体を構成する世帯数に応じた額 (5～20万円)</p> <p>② 700円×75歳以上高齢者数</p> <p>2. 上乘せ交付金</p> <p>地域で選択して実施していただく項目です。</p> <p>ア. 地域の助け合い推進活動</p> <p>地域における高齢者や障がい者等の生活支援などの暮らしを支える共助活動を支援。</p> <p>(1) ごみ出し支援、見守り巡回、除雪支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1組織につき3万円</li> </ul> <p>(2) 買い物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1組織につき4万円</li> </ul> <p>イ. つながる場づくり推進活動</p> <p>地域における高齢者等の生きがいつくりや、多世代のつながりづくりとなる「いこいの場」づくりを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1会場につき2万円</li> </ul> <p>ウ. 楽しく運動・健康づくり活動</p> <p>地域住民に運動習慣の定着を促し、健康増進を図る取り組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラジオ体操を年間20回以上実践： <ul style="list-style-type: none"> <li>回数により1会場につき、1～2万円</li> </ul> </li> <li>・ ウォーキング活動を年間12回以上実施： <ul style="list-style-type: none"> <li>回数により1会場につき、1～2万円</li> </ul> </li> <li>・ その他スポーツ、レクリエーション活動を実施： <ul style="list-style-type: none"> <li>1会場につき2万円</li> </ul> </li> </ul> <p>エ. 子ども育成活動</p> <p>地域活動や体験活動を通じ、地域の子どもの主体性を育み、ふるさとへの愛着心の醸成や社会参加を促すための取り組みを支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもを中心とした地域活動等を実施： <ul style="list-style-type: none"> <li>1組織につき5万円</li> </ul> </li> <li>・ 伝統文化の継承活動を実施：1組織につき3万円</li> </ul>	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p>

支援の項目	支援内容	相談窓口		
地域づくり活動 総合交付金	<p>オ. 花いっぱいのもちづくり活動 地域の環境美化活動の促進と地域への愛着心の向上を図ることを目的として実施する植栽活動を支援。 ・ 1 組織につき 3 万円</p> <p>カ. まなびの提供 地域住民にとって身近で目的を共有しやすいテーマで、楽しく学習できる活動を支援。 ・ 1 回につき 2 千円</p> <p>ク. 空き家の管理保全活動 除雪や雪庇処理、敷地内の草木の除去、建築資材の飛散防止等、地域における空き家の適正管理に係る活動を支援。 ・ 1 組織につき 3 万円</p> <p>キ. 活動保険の加入 ア～カの活動に必要な傷害保険加入料の助成。</p> <p>※項目により、別に交付条件あり。 ※多世代交流などを行っている場合は別に加算あり。</p>	●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)		
地域防災力向上 支援事業補助金	<p>地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が実施する防災資機材の整備にかかる経費を補助します。</p> <p>■支援の内容 防災資機材の整備（購入）に対する補助</p> <p>■補助額 1 団体あたり、1 5 万円（上限）</p> <p>■補助率 8 0 %</p> <p>■申請書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妙高市地域防災力向上支援事業補助金交付申請書 ※年度当初に市内全地区（自主防災組織）に発送。</li> <li>・ 実績報告書には、整備した防災資機材の写真と、その資機材を訓練で使用している様子が分かる写真を添付していただきます。</li> <li>・ 訓練は、原則消防団と合同で実施してください。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="448 1675 1233 2018"> <tr> <td data-bbox="448 1675 651 2018">補助対象 防災資機材</td> <td data-bbox="651 1675 1233 2018">ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材</td> </tr> </table>	補助対象 防災資機材	ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材	●総務課 危機管理室 防災係 (74-0002)
補助対象 防災資機材	ハンドマイク、投光器、担架、リヤカー、小型発電機、テント、炊き出し用の大なべ、大型ケトル、防災かまど、防災ベスト、懐中電灯、ランタンライト、誘導棒、救助現場破壊器具、油圧爪付ジャッキ、ガソリン携行缶、トランシーバー、ヘルメット、車椅子、救急セット、非常用浄水器、移動式蓄電システム、のぼり旗、その他市長が必要と認める防災資機材			

支援の項目	支援内容	相談窓口
地域の元気づくり活動補助金	<p>市民活動団体や地域自治組織（町内会等）が自ら取り組むまちづくり活動に対して、審査を実施の上、補助金を交付します。</p> <p>■地域のやる気事業（原則3年間）</p> <p>○1年目（上限：30万円）</p> <p>○2、3年目（上限：各年度100万円）</p> <p>■補助率</p> <p>80%</p>	<p>●地域づくり協働センター（地域共生課 地域協働推進係）（73-7808）</p>
コミュニティ施設整備補助金	<p>各種地域活動の拠点となる施設の新築や修繕等にかかる経費を補助します。</p> <p>■上限：600万円</p> <p>■補助単価</p> <p>○新築及び改築の場合</p> <p>補助対象面積のうち100㎡までの部分：40,000円/㎡</p> <p>補助対象面積のうち100㎡を超える部分：20,000円/㎡</p> <p>○購入の場合</p> <p>補助対象面積のうち100㎡までの部分：17,000円/㎡</p> <p>補助対象面積のうち100㎡を超える部分：7,200円/㎡</p> <p>○増築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設床面積が100㎡未満の場合</li> <li>100㎡から既存床面積を差し引いた部分：38,000円/㎡</li> <li>増築後床面積から100㎡を差し引いた部分：16,000円/㎡</li> <li>・既設床面積が100㎡を超える場合：16,000円/㎡</li> </ul> <p>■修繕の場合の補助額</p> <p>（総事業費－（世帯数×10,000円））×1/2の額</p>	<p>●地域共生課 地域協働推進係（74-0063）</p>
除雪関連補助金（市道除排雪補助事業）	<p>市が定める除雪計画に基づく格付の低い市道（第三種路線以下）及び除雪計画の対象とならない市道のうち、生活実態のある市道を対象に、地域の団体が除雪機を使用して行う除排雪にかかる経費を補助します。</p> <p>■除排雪活動補助</p> <p>○補助対象額は、除雪市道延長1m1回につき40円とし、補助金の額は、その50パーセント以内を補助しますが、この場合の除雪回数は、実施除雪回数と隣接する市道の除雪回数を比較し、回数の少ない方とします。</p> <p>補助金の額の上限：35万円</p> <p>■小型除雪機購入等補助</p> <p>○補助対象額は、除雪機の購入等に必要額とし、補助金の額は、50パーセント以内を補助します。</p> <p>補助金の額の上限：80万円</p>	<p>●建設課 雪水対策係（74-0024）</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
除雪関連補助金 (融雪施設等整備補助事業)	地域の団体が市道及び集落駐車場において融雪施設等を設置し、稼働し、又は施設の修繕をする場合に補助します。 <b>■補助対象</b> 市道及び集落駐車場の消雪パイプ、流雪溝又は路面流水施設等の設置費、稼働費、修繕費 <b>■補助率</b> ○整備費補助金 事業費の1/2以内 (ただし、節水・節電制御装置を設置する場合は、当該装置に要する費用については2/3以内) 事業費の上限：800万円 ○稼働費補助金 年間電気基本料金(降雪期の電気基本料金) ○修繕費補助金 事業費の1/2以内 (ただし、節水・節電制御装置を設置する場合は、当該装置に要する費用については2/3以内) 補助金の上限：200万円	●建設課 雪水対策係 (74-0024)
防災士の配置や派遣など(コミュニティ防災組織育成推進事業)	災害発生時に自主防災組織が主体的に活動できるよう、防災訓練等への支援、自主防災会長等の補佐的役割を担う防災士の各自主防災組織への配置のほか、自警消防団の活動に対する支援を行います。 <b>■支援の内容</b> ○防災訓練などへの支援 自主防災組織の活動内容に関する相談、講師(防災士など)派遣、防災・避難所運営訓練及び地域防災マップづくりなどを支援します ○防災士の配置に向けた支援 防災士の資格取得にかかる費用を補助します ○自警消防団の活動に対する支援 自警消防団の活動にかかる経費の一部を補助します <b>■補助額</b> ○防災士育成事業補助金 防災士資格取得に対する補助：10/10 対象経費：受講料、受験料、登録料、旅費 ○自警消防団活動費補助 活動費に対する補助：1/2補助(上限：2万円) 消防小型動力ポンプ修繕に対する補助：1/2補助(上限：5万円)	●総務課 危機管理室 防災係 (74-0002)

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
地区避難所等耐震化補助金	<p>旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築）の地区避難所等（地域集会施設）の耐震化を図ります。</p> <p>■補助期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断（平成22年度～）</li> <li>○耐震補強設計及び耐震補強工事（～令和3年度）</li> </ul> <p>■補助額</p> <p>①耐震診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○木造：全額補助</li> <li>○非木造：1/2補助（上限：50万円）</li> </ul> <p>②耐震補強設計</p> <p>構造評点0.7未満を0.7以上にする補強設計費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率：2/3補助（上限：100万円）</li> </ul> <p>③耐震補強工事</p> <p>構造評点0.7未満を0.7以上にする耐震補強工事費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率：2/3補助（上限：500万円）</li> </ul>	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p>
備品の貸し出し	<p>町内会・大字等の活動に必要な備品を貸し出します。</p> <p>【貸出備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○机</li> <li>○放送設備</li> <li>○暗幕</li> <li>○スポーツ用品各種</li> <li>○イス</li> <li>○テント</li> <li>○草刈り機</li> <li>ほか</li> </ul>	<p>●勤労者研修センター (73-7230)</p> <p>●妙高高原支所 (86-3131)</p> <p>●妙高ふれあいパーク (82-4400)</p> <p>●池の平スポーツ広場 (86-5500)</p> <p>●スポーツ用品各種は市総合体育館 (78-7468)</p>
コミュニティバス運行費補助金	<p>地域住民の生活交通の確保のため、地域住民が主体となって運行するコミュニティバスに要する経費を補助します。</p> <p>■補助対象地域：市長が必要と認めた地域</p> <p>■補助対象経費：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○車両購入経費（次に掲げる経費の合計額） <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両購入経費及び車両の装備品ほか、諸経費</li> </ul> </li> <li>○リース車両及び自家用車両を使用した場合のリース料全額</li> <li>○運行経費</li> </ul>	<p>●環境生活課 生活安全係 (74-0032)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
全住民アンケート実施補助金	<p>社会情勢の変化による地域役員の担い手の減少等の中、これまでと同様の活動を行うのではなく、住民が主体となって地域の未来について考え、人口構成や住民ニーズに即した主体的な活動を行いながら、持続可能な地域を目指すために、各地域で実施する全住民アンケートに対する経費の一部を補助します。</p> <p>■補助対象団体：自治会、町内会、地域づくり団体</p> <p>■補助対象事業：世代別の住民ニーズを把握し今後の地域づくり活動に活かすために、「全住民アンケート」を実施するための事業</p> <p>■補助対象経費等</p> <p>○アンケートの実施にかかる経費 2/3 補助（上限 6 万円）</p> <p>○アンケートの集計・分析にかかる経費 2/3 補助（上限 1 4 万円）</p>	<p>●地域共生課 地域協働推進係 (74-0063)</p> <p>●地域づくり 協働センター (73-7808)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口																
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業・農村の多面的機能の維持に対する支援</p> <p>中山間地域等直接支払事業</p>	<p>中山間地域等において、協定に基づいて農業生産活動や農地保全活動等を行う集落に対し、対象農用地の面積に応じて交付金を交付します。</p> <p>○対象農用地 急傾斜農用地（田は20分の1以上、畑・草地・採草放牧地は15度以上）など、生産条件の悪い農用地</p> <p>○対象行為 協定に基づいて5年以上継続される農業生産活動等</p> <p>○交付単価</p> <table border="1" data-bbox="491 577 1066 775"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500円/10a</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,500円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の交付単価は主なものです。取組内容によって交付単価は異なります。</p> <p>○交付金の使途 交付金の使途は、協定参加者の合意により決定されます。よって、地域の状況に応じた活用（農業用施設等の維持管理活動、農村環境の保全活動、地域コミュニティ活動等への活用）が可能。</p>	地目	区分	交付単価	田	急傾斜	21,000円/10a	緩傾斜	8,000円/10a	畑	急傾斜	11,500円/10a	緩傾斜	3,500円/10a	<p>●農林課 農業振興係 (74-0027)</p>			
地目	区分	交付単価																
田	急傾斜	21,000円/10a																
	緩傾斜	8,000円/10a																
畑	急傾斜	11,500円/10a																
	緩傾斜	3,500円/10a																
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業・農村の多面的機能の維持に対する支援</p> <p>多面的機能支払事業</p>	<p>農地や農業用水等の基礎的な保管理活動や、植栽などの環境保全活動、施設（農道・水路など）の長寿命化のための活動に取り組む組織（地域）に対し、対象農用地の面積に応じて交付金を交付します。</p> <p>○対象施設等 水路、農道、ため池等</p> <p>○対象行為</p> <p>①農地維持支払 ・草刈りや水路の泥上げなどの保全活動 など</p> <p>②資源向上支払（質的向上を図る共同活動） ・景観作物の植栽などの農村環境保全活動 ・田んぼダムなどの多面的機能の増進を図る活動 など</p> <p>③資源向上支払（施設の長寿命化） ・老朽化した水路のコーキング ・未舗装農道の舗装 など</p> <p>○交付単価</p> <table border="1" data-bbox="454 1668 1236 1937"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地維持支払</td> <td>3,000円/10a</td> <td>2,000円/10a</td> <td>250円/10a</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払（共同活動）</td> <td>2,400円/10a</td> <td>1,440円/10a</td> <td>240円/10a</td> </tr> <tr> <td>資源向上支払（長寿命化）</td> <td>4,400円/10a</td> <td>2,000円/10a</td> <td>400円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単価は上限額です。 ※資源向上支払（質的向上を図る活動）を5年以上継続して取り組んでいた場合などは単価が異なります。</p>	区分	田	畑	草地	農地維持支払	3,000円/10a	2,000円/10a	250円/10a	資源向上支払（共同活動）	2,400円/10a	1,440円/10a	240円/10a	資源向上支払（長寿命化）	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a	<p>●農林課 農業振興係 (74-0027)</p>
区分	田	畑	草地															
農地維持支払	3,000円/10a	2,000円/10a	250円/10a															
資源向上支払（共同活動）	2,400円/10a	1,440円/10a	240円/10a															
資源向上支払（長寿命化）	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a															



支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
<p>農業用施設の改修等に係る補助金の交付、原材料の支給 (むらづくり農業基盤整備事業)</p>	<p>農業基盤や農村居住環境の整備等に必要な原材料の支給又は整備等にかかる経費の一部を補助します。</p> <p>○対象者 土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体</p> <p>○事業概要</p> <p>①補助金交付事業(事業費1件5万円以上が対象)</p> <p>【農道整備事業】 新設、改良を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上 延長 30m以上 幅員 2m以上</p> <p>【用排水路改良事業】 用排水路等の改良工事を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上</p> <p>※補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の戸数が41戸以上の場合には補助対象経費の40%</li> <li>・対象者の戸数が21戸から40戸までの場合は補助対象経費の60%</li> <li>・対象者の戸数が20戸以下の場合には補助対象経費の80%</li> </ul> <p>②原材料等支給事業(原材料費1件15,000円以上が対象)</p> <p>【農道舗装事業】 農道の舗装を行う場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上 延長 30m以上 幅員 2m以上</p> <p>※生コンクリート等の材料を支給します。 (10㎡につき1m<sup>3</sup>)</p> <p>【用排水路整備事業】 水路の改良を伴わず、U字溝や水路蓋等を設置する場合で、次の条件を満たすもの 受益面積 おおむね0.5ha以上</p> <p>※U字溝や水路蓋等の材料を支給します。</p>	<p>●農林課 農地林政係 (74-0029)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
森林・山村多面的機能発揮対策交付金（国補助）	<p>森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるための地域住民等による森林の保全管理活動等の取組みを国が支援します。</p> <p>① 活動推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等（11万2,500円上限：活動開始初年度のみ）</li> </ul> <p>② 地域環境保全タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里山林景観を維持するための活動（12万円/h a）</li> <li>・ 侵入竹の伐採・除去活動（28.5万円/h a）</li> </ul> <p>③ 森林資源利用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（12万円/h a）</li> </ul> <p>④ 森林機能強化タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林内の路網の補修・機能強化等（800円/m）</li> </ul> <p>⑤ 資機材・施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備（1/2以内）</li> </ul> <p>■ 補助対象活動組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低3名以上で構成する活動組織（森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等に所属する方々など）</li> </ul> <p>■ 活動の対象森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者と最低3カ年の協定締結が必要</li> <li>・ 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林</li> </ul>	● 農林課 農地林政係 （74-0029）

《人的支援》

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
<p>地域内清掃に関する補助</p>	<p>■廃棄物処理手数料の減免 町内会等が環境清掃美化活動（地域内清掃）を実施する場合に、廃棄物処理手数料の減免（ごみ袋の交付、廃棄物処理減免券の交付）をします。</p> <p>■車の借上料補助 【妙高市環境衛生対策協議会からの補助】 地域内清掃で出たごみをあらい再資源センター等へ運ぶとき、車輛1台につき、500円を補助します。</p>	<p>●環境生活課 環境衛生係 (74-0031)</p> <p>●環境衛生対策協議会事務局（環境生活課環境衛生係内） (74-0031)</p>
<p>要援護世帯の屋根雪除雪、雪踏み（高齢者世帯冬期在宅支援事業等）</p>	<p>①経済的支援 高齢者世帯等のかたが、冬期間自宅で安心して暮らせるよう、屋根雪の除雪及び生活路の雪踏みの費用を助成します。</p> <p>②相談支援 除雪業者の斡旋・紹介等の相談支援を行います。</p> <p>■対象世帯 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯のうち、次の要件のすべてに該当する世帯（経済的支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯員全員の当該年度の市町村民税が非課税である世帯</li> <li>○当該年度の前年中の年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である世帯</li> <li>○世帯員全員が自力で除雪できない世帯</li> <li>○扶養義務者である子がない世帯（子ども要件）</li> </ul> <p>【子ども要件の例外事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子が市町村民税非課税で、かつ、妙高市、上越市、飯山市、信濃町以外に居住し、労力的、金銭的に援助を受けられない</li> <li>・子が高齢者で労力的、金銭的に援助を受けられない</li> <li>・子が行方不明、音信不通である</li> <li>・子が重度障がい者である</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親、兄弟姉妹その他親族から労力的又は金銭的に援助が得られない世帯</li> <li>○除雪対象となる住宅を生活の本拠としている世帯（ただし、冬期間のみ短期入所、入院、または妙高市、上越市、信濃町、飯山市以外に居住する子の住居に滞在し、春に自宅に戻る場合は対象）</li> </ul> <p>■支援額（除雪等の実施者は個人、事業者、地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根雪の除雪：全額</li> <li>○生活路の雪踏み：17,500円／月</li> </ul> <p>※世帯員全員の収入総額が世帯員数に応じた基準額を超える世帯の支援額は9割とし、1割は自己負担となります。</p>	<p>●福祉介護課 高齢福祉係 (74-0016)</p> <p>●社会福祉協議会 (72-7660)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妙高高原支所 (86-5310)</li> <li>・妙高支所 (82-4084)</li> </ul> <p>●地域の 民生・児童委員</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
市道未舗装部分の原材料支給	<p>市道未舗装部分の早期解消と利用者の利便性向上を目指し、地元で行う整備に必要な原材料を支給します。</p> <p>○対象路線：改良計画のない未舗装の市道</p> <p>○支給材料・生コンクリート</p>	<p>●建設課 建設係 (74-0023)</p>
地域づくり協働センター	<p>地域づくり協働センターでは、団体の育成に向け、次の各種支援を実施しています。</p> <p>■地域づくり活動・市民活動の支援</p> <p>①相談業務(運営全般) ②情報発信・収集</p> <p>③団体交流の推進 ほか</p>	<p>●地域づくり協働センター (地域共生課 地域協働推進係) (73-7808)</p>
地域活動人材制度	<p>地域の皆さまに多様な学習機会を提供するため、様々な知識や技術を身に付けた地域で活躍する指導者を要望に応じて派遣します。地域活動人材には約400名の方が指導者登録しており、幅広い学びを提供します。</p> <p>■制度について</p> <p>(対象になるもの)</p> <p>町内会、地域コミュニティなど</p> <p>(対象にならないもの)</p> <p>個人での利用、営利を目的とする利用、町内の草刈りの手伝いなど</p> <p>(活動事例)</p> <p>健康体操、ラジオ体操、パソコンの使い方・文書作成、防災講座、いこいの場づくりなど</p> <p>このほかにも幅広く、学びをサポートします。</p> <p>(利用料)</p> <p>無料</p> <p>※指導者への謝金は市からお支払いしますが、それ以外の費用(会場費、材料費など)は、利用者のかたのご負担になります。</p>	<p>●生涯学習課 生涯学習推進係 (74-0034)</p>
健康づくりリーダー 食生活改善推進委員	<p>健康づくりの担い手として、健康づくりリーダーや食生活改善推進委員の皆さまが、町内会、自治会の健康づくり活動を行います。</p>	<p>●健康保険課 健康づくり係 (74-0013)</p> <p>●各地区の健康づくりリーダー、食生活改善推進委員</p>
ラジオ体操指導員	<p>全国ラジオ体操連盟公認指導者の資格を持った指導員が町内会等に出向き、正しく効果的なラジオ体操の講習を行います。</p>	<p>●NPO法人スポーツクラブあらい (72-3665)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
スポーツ推進委員	<p>スポーツ推進委員は生涯スポーツ振興のためのコーディネーター役として、市民のスポーツ実施率向上を目指して活動しています。子どもから高齢者まで幅広い年齢層にスポーツや運動の楽しさを伝え、市民の運動習慣定着化へのきっかけをつくるとともに、地域でのスポーツ活動等に対する支援を行います。</p> <p>■支援の内容</p> <p>誰でも気軽に行えるボッチャをはじめとするニュースポーツやラジオ体操などの普及・指導を通して、地域におけるスポーツ活動を支援します。</p>	<p>●生涯学習課 スポーツ振興係 (74-0036)</p>
民生委員・児童委員	<p>地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。また、個々のニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等と連携し、適切な支援につなげます。</p>	<p>●福祉介護課 地域包括支援係 (74-0017)</p> <p>●社会福祉協議会 (72-7660)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高高原支所 (86-5310)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高支所 (82-4084)</p>
社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者等の見守り・支えあいの体制整備	<p>ひとり暮らしなどの高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように、社会福祉協議会に地域支援専門員を配置し、地域ぐるみでの見守り支援の仕組みづくりを行います。また、ボランティアによる日常生活支援を行います。</p> <p>■支援の内容</p> <p>①見守りネットワークづくり</p> <p>地域支援専門員を中心に、ひとり暮らしなどの高齢者等、見守りが必要な世帯の把握を行うとともに、民生委員や地域包括支援センター、福祉協力員などの地域ボランティアとの連携により見守りネットワークを構築します。</p> <p>②有償ボランティアによる日常生活支援</p> <p>社会福祉協議会に登録しているボランティアが、高齢者世帯等の掃除や買い物、通院の付き添いなどの日常生活について、有償でお手伝いします。</p> <p>○負担額：500円/時間（30分ごとに250円を加算）</p>	<p>●社会福祉協議会 (72-7660)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高高原支所 (86-5310)</p> <p>・社会福祉協議会 妙高支所 (82-4084)</p> <p>●福祉介護課 高齢福祉係 (74-0016)</p> <p>地域包括支援係 (74-0017)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
ラジオ体操実践 団体登録制度	<p>気軽に実践できるラジオ体操を普及し、運動を始めるきっかけづくりや運動習慣の定着を図ることを目的に、ラジオ体操に取り組む地域や事業所を支援します。登録した地域や団体には、次の支援を行います。</p> <p>■登録条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年40回以上ラジオ体操を実施する地域や事業所など</li> <li>・年1回、構成員への指導会の実施や、NPO法人スポーツクラブあらいが行うリーダー講習会に構成員が参加すること。</li> </ul> <p>■支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ体操のCDやDVD、のぼり旗などの配布</li> <li>・ラジオ体操指導員の派遣、リーダー講習会への参加案内</li> </ul> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体（地域組織のみ）は地域づくり活動総合交付金（上乗せ分）の交付対象となります。詳しくは、1ページをご覧ください。</li> </ul>	<p>●NPO法人スポーツクラブあらい (72-3665)</p>
マイナンバーカード出張申請受付	<p>地域の方々のマイナンバーカード取得を支援するため、職員が地域集会施設などに伺って、申請を受付します。</p> <p>■支援対象地域：全市域</p> <p>■支援内容：</p> <p>○5名以上の申請希望者がいる地域に職員が出向いてマイナンバーカードの出張申請受付を行います。（日時は要相談）</p> <p>○持ち物等</p> <p>本人確認書類（免許証、運転経歴証明書等は1点、健康保険証、介護保険証、年金手帳などは2点）詳細はお問い合わせください。</p>	<p>●市民税務課 市民窓口グループ (74-0009)</p>
スマホ・LINE講座 出前講座	<p>新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、会議や行事の自粛など地域のコミュニティ活動に様々な支障をきたしていることや住民同士のコミュニケーションが薄くなっていることを踏まえ、コミュニケーションツールの一つとしてLINE等を活用してもらえよう、ドコモショップ妙高新井店と連携したスマホ・LINE講座や、直接地区の公民館等に出向き、LINEやZoomなどの出前講座を行っています。</p> <p>■地域でのLINE等の活用方法</p> <p>○LINE</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループを作成し、簡単な打ち合わせ</li> <li>・情報の共有</li> <li>・スケジュール等の調整</li> </ul> <p>○Zoom</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の役員会等の会議</li> <li>・住民同士のオンラインでの集いの場</li> </ul>	<p>●地域づくり協働センター (地域共生課 地域協働推進係) (73-7808)</p>

支援の項目	行政の支援内容	相談窓口
妙高里山応援団 (サトヤマン)	<p>過疎化や高齢化の進行により、集落における草刈り等の共同作業、地域行事等の運営が難しくなっている地域に、事業所や個人などによるボランティア組織「妙高里山応援団(サトヤマン)」を派遣し、草刈りなどの共同作業や地域行事等のお手伝いをします。</p> <p><b>主な活動は</b></p> <p>①道路の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動            ②植栽・下刈り等の森林保全活動            ③鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策活動            ④集落の祭りや地域行事等の支援活動 など</p> <p>※集落等が行う共同作業などが対象で、個人的な活動は対象になりません。</p> <p><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアのため、日当等の支払いは不要です</li> <li>・必要な道具は本人が用意します</li> <li>・万が一に備え、団員はボランティア保険に加入済みです</li> <li>・休憩時の飲み物などは、地域にお任せします</li> </ul> <p>※活動日の30日前までに連絡をしてください。</p>	<p>●地域づくり            協働センター            (地域共生課            地域協働推進係)            (73-7808)</p>

< 作成 >  
 妙高市 地域共生課 地域協働推進係  
 電話 0255-74-0063